

平成30年度より導入

# インセンティブ制度

について

インセンティブ制度は、5つの評価指標に基づき47都道府県支部をランキングづけし、上位過半数支部の保険料率を引き下げる新制度です。

どう評価  
するの？

評価指標と皆さまにお願いしたいこと

## 1 特定健診等の受診率

事業主の皆さま

■ 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。

■ 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提出してください(40歳以上の協会けんぽ加入者分のみ)。

加入者の皆さま

協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。

被保険者(ご本人)⇒35歳以上の方は  
「生活習慣病予防健診」を  
被扶養者(ご家族)⇒40歳以上の方は  
「特定健康診査」を

## 2 特定保健指導の実施率

事業主の皆さま

勤務シフトに配慮した日程調整など、特定保健指導を受けやすい環境整備にご協力ください。

健診結果で「生活改善が必要」とされた方

特定保健指導を受けてください。

## 3 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導を受けている方

保健師等に相談しながら、最後まで中断することなく継続してください。

加入者の皆さま

日ごろからの健康づくりを心がけましょう。

## 4 要治療者の医療機関受診率

健診結果で要治療(再検査)の方

必ず医療機関を受診してください。

## 5 ジェネリック医薬品の使用割合

加入者の皆さま

病院や薬局等でお薬が処方される場合は、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

# インセンティブ制度導入のポイント

## 財源について

インセンティブの財源は、全支部から一律の保険料である「後期高齢者にかかる部分」に0.01%を上乗せして拠出することになります。ただし、新たな負担分は3年間で段階的に導入します。

### —インセンティブ制度導入の経緯について—

政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度※」を見直したことにより、協会けんぽでは平成30年度からインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の各都道府県支部の保険料率に反映させる仕組みとなります。

※後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度

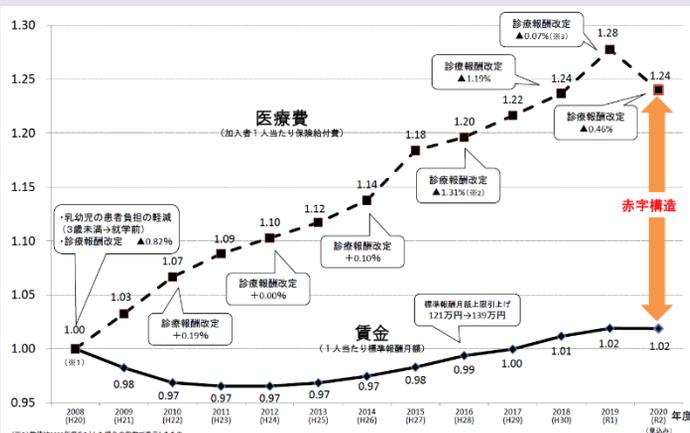
## スケジュールについて

令和2年度の取り組みが令和4年度の健康保険料率へ反映されます

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
従来の保険料への上乗せ率			0.004%	0.007%	<b>0.01%</b>	
評価指標の取組み	→	→	→	→		
取組み結果の評価		→	→	→		
健康保険料率への反映			→	→	→	

## データでみる 協会けんぽの財政

### 協会けんぽ加入者1人あたり医療費と賃金の伸び率



### ◆◆解説◆◆

左のグラフの数値は平成20年度を1とした場合の加入者1人あたりの医療費と賃金の伸び率を指数で表示したものです。

医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は深刻化しています。

協会けんぽ大阪支部でも、医療費適正化に向けた取り組みをより一層推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。